

大分市報

発行所 大分市役所
編集兼発行者 大分市役所代表者 三木福寿

個人(の)市県民税きままる

第一期の納期限は七月一日まで

昭和三十八年度の個人(の)市県民税、県民税が、その徴税令書が六月下旬から中旬にかけて発行されます。そこで、本年度の市県民税の概要を知つていただき、自主納税制度に二層の協力いただく意味で、次にその計算方法を説明いたします。

市県民税はこうして計算します

①市民税の計算方法
この場合は、夫婦に子ども二人の給与所得者で、次の条件の方を例に計算してみます(第一表参照)
・昭和三十七年中に支払いを受けた給与の総額四十八万五千円
・同年中に差し引かれた社会保険料八千五百円
・同年中に支払った生命保険料一万二千円
・扶養親族は妻と子ども二人(扶養親族は妻と子ども二人)
+ 9万円

収入金額が四十二万円から四十一万円までは
収入金額 - 1万円) × 2/10
(収入金額 - 4万円) × 1/10

②給与所得控除は給与の収入金額が四十二万円までは
収入金額 - 1万円) × 2/10
(収入金額 - 4万円) × 1/10
+ 1万円
収入金額が四十二万円から四十一万円までは
収入金額 - 1万円) × 2/10
(収入金額 - 4万円) × 1/10
+ 1万円

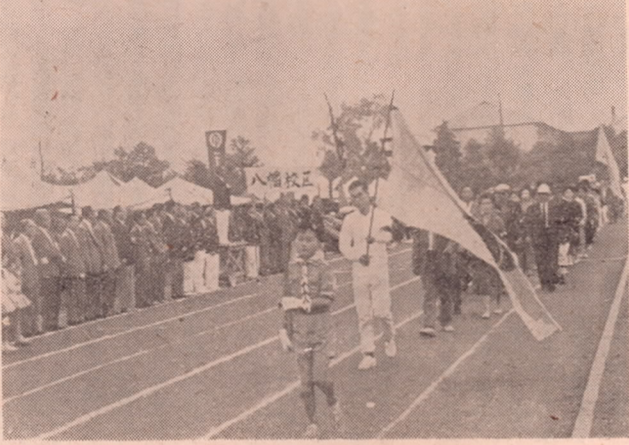
第1表 市民税の計算例

(総収入金額)	円	(給与所得控除額)	円
485,000	-	(485,000 - 410,000) × 1/10 + 90,000	75,000
(割増給与所得控除額)	20,000円	(基礎控除額)	90,000円
	-	(課税所得金額)	277,500円

以下は旧市町村ごとに税率が違いますので旧大分市の例で計算しましたが、それぞれの令書に記載された税率により計算されます。

(課税所得金額)	277,500円	税率(速算税率表による)	
(算出所得割額)	9,930円	(扶養控除額)	1,650円
(所得割額)	8,280円	(均等割額)	400円
	+		
			8,680円……市民税額

◎大分市衛生協同組合事務所の電話番号が②一六九四〇番に変わりました。



市民体育大会

一万五千人が参加

五月十九日第八回市民体育大会と日本体育大会大分大会が市内御鷹の総合グラウンドで華々しく開催されました。
降り続いた雨も、この日はカラ



(上)一堂々の入場式
(下)婦人会のマスゲーム

盛会だった
五月十九日第八回市民体育大会と日本体育大会大分大会が市内御鷹の総合グラウンドで華々しく開催されました。
降り続いた雨も、この日はカラ

所得割額は旧市町村ごとに違うので、それぞれの徴税令書に記載してある税率が適用されます。ただし、課税所得金額が百万円以下のもは、簡易税率表によるのでその率で計算した額よりも若干低いことがあります。

◎税額控除
この税額控除も地区によって種類、控除額がそれぞれ違います。が次の控除があります。

- イ、扶養控除
- ロ、障害者控除
- ハ、専従者控除
- ニ、事業(営業、農業等)に一年を通じて六月以上専従していた親族について税額控除されるもの。

したがって、この人の場合、算出所得割額九千九百三十円から扶養控除を三分、千六百五十円(一人につき五百五十円)差し引いた八千二百八十円が市県民税の所得割額になります。このほかに均等割額四百円がありますので合計市県民税額は八千六百八十円です。

◎市民税の計算方法
この場合は、夫婦に子ども二人の給与所得者で、次の条件の方を例に計算してみます(第一表参照)
・昭和三十七年中に支払いを受けた給与の総額四十八万五千円
・同年中に差し引かれた社会保険料八千五百円
・同年中に支払った生命保険料一万二千円
・扶養親族は妻と子ども二人(扶養親族は妻と子ども二人)
+ 9万円

第2表 県民税の計算例

(総収入金額)	円	(給与所得控除額)	円
485,000	-	(485,000 - 410,000) × 1/10 + 90,000	75,000
(社会保険料控除額)	8,500円	(生命保険料控除額)	12,000円
	+	(扶養控除額)	130,000円
		(基礎控除額)	90,000円
(課税所得金額)	147,000円		
(税率)	2/100	(算出所得割額)	2,940円
	×	(調整控除額)	480円
(算出所得割額)	2,460円	(所得割額)	2,460円
(所得割額)	2,460円	(均等割額)	100円
	+		
			2,560円……県民税額

市営住宅の補充入居者を募集

市営住宅に空き部屋があり、希望者が入居を希望するものがあります。入居を希望する者は、六月四日から六月十一日まで、入居を希望する申込書(大分市)を大分市役所建設課(鶴崎地区)に提出してください。

- 一、申込受付期間 昭和三十八年六月四日から六月十一日まで
- 二、入居を希望する申込書(大分市)を大分市役所建設課(鶴崎地区)に提出してください。申込書には、申込者の氏名、住所、年齢、職業、家族構成、希望する地区(旧大分市)を記入してください。
- 三、申込資格
 - ①大分市内に居住し、又は大分市内に親戚の家族が住んでいる者
 - ②収入月額が第一種(建坪一〇・五坪)では一万円から三万円以下で、第二種では一万六千円まで、第三種では一万六千円以下であり、規定の家賃を支払う能力がある者
 - ③現在住宅に困っている者
 - ④申込方法
 - 一、申込用紙が記入済みの地区
 - 二、その他
 - ①現住する市営住宅の管理員に申し込む
 - ②建設課に申し込む
 - ③希望する地区の係へお問い合わせ下さい。

選挙権資格調査 忘れないうちに

公職選挙法第二十条により、毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿を調査することになっています。このため市選挙管理委員会では、大分市に在住している人のうち選挙権を有する人の資格調査を六月十五日を期して行なうことになりました。

このため選挙管理委員会としても、忘れないうちに、この調査に協力してください。調査の方法は、調査票を記入し、調査票の記入用紙を、お近くの投票所へお持ちください。

◎選挙権資格調査票を提出しなれない人は、選挙権を失うことになります。

◎調査の方法
隣組を通じて「選挙権資格調査票」を各世帯にお届けしますので、この用紙に記入して下さい。

◎調査の期限
記入された選挙権資格調査票は、六月十五日までに必ず隣組の世話人がお持ち下さい。

◎調査票の提出先
記入された選挙権資格調査票は、お近くの投票所へお持ち下さい。

◎調査の目的
選挙権資格調査票を提出しない人は、選挙権を失うことになります。

◎調査票の提出先
記入された選挙権資格調査票は、お近くの投票所へお持ち下さい。

子ども会指導者養成講習会

子ども会指導者養成講習会を開催します。講習会は、子ども会指導者の養成を目的として、六月五日(日)に開催されます。

◎講習会の趣旨
子ども会指導者の養成を目的として、講習会を開催します。

◎講習会の日程
六月五日(日)に開催されます。

◎講習会の会場
大分市役所(鶴崎地区)で開催されます。

◎講習会の参加費
講習会費は、お一人あたり千円です。

◎講習会の申し込み
申し込みは、六月三日(金)までに、お近くの投票所へお持ち下さい。

◎講習会の申し込み先
お近くの投票所へお持ち下さい。

◎講習会の申し込み先
お近くの投票所へお持ち下さい。

夏の伝染病予防

手洗いの励行など

身近かなことから実行を

夏は暑い季節、伝染病の発生も多くなります。手洗いの励行など、身近かなことから実行を促します。

①個人の日常生活上の予防法
 ②伝染病にかかたことがわれば、早急に対処すること。
 ③伝染病にかかると、周囲の人にうつすおそれがある。その場合は、早急に対処すること。
 ④伝染病にかかると、周囲の人にうつすおそれがある。その場合は、早急に対処すること。

中小企業者へ 資金を融資

市では市内中小企業者の資金を支援するため、毎月融資委員会を開いており、資金を必要とする方は、早目に市商工課に申し込んで下さい。

融資は次のとおりです。

- ①小口融資
1、金額、一〇万円以下
- ②大口融資
1、金額、一〇万円以上一〇〇万円以下

国保の被保険者証のとりかえ

大分市(旧大分市)国民健康保険の被保険者証は、いままで青色を使っていたが、六月の初めから、各市区別に異なる色に替えることになり、近々一斉に替えを行います。

今回は各市区の被保険者の住所を把握し、七月末までに市役所国民健康課で取りかえを行います。

予防接種の完全受診

予防接種法で定められた予防接種は、市民に通知され、受診を促されています。受診率を高めるため、市民に呼びかけられています。

①予防接種の完全受診
 ②予防接種の完全受診
 ③予防接種の完全受診

巡回診査更生

巡回診査更生は、身体障害者、精神科、耳鼻科、精神科の各医師、福祉事務所の各係員、補装具製作業者等が関係者が出席して、相談に当たります。

①巡回診査更生
 ②巡回診査更生
 ③巡回診査更生

相談会を開催

相談会を開催し、市民の悩みを解決します。相談内容は、身体障害者、精神科、耳鼻科、精神科の各医師、福祉事務所の各係員、補装具製作業者等が関係者が出席して、相談に当たります。

①相談会
 ②相談会
 ③相談会

選挙人名簿の縦覧

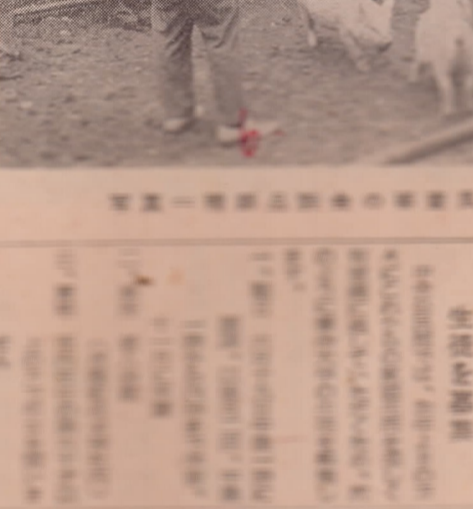
選挙人名簿の縦覧は、六月五日から開始されます。市民は、選挙人名簿を確認し、選挙権を行使することができます。

①選挙人名簿の縦覧
 ②選挙人名簿の縦覧
 ③選挙人名簿の縦覧

名誉賞に指原氏

坂ノ市種豚品評会
 名誉賞に指原氏が選ばれました。指原氏は、種豚の改良に貢献したと評価されています。

①名誉賞に指原氏
 ②名誉賞に指原氏
 ③名誉賞に指原氏



鯉児の分譲

鯉児の分譲は、市民の福祉を促進します。分譲内容は、鯉児の分譲、鯉児の分譲、鯉児の分譲です。

①鯉児の分譲
 ②鯉児の分譲
 ③鯉児の分譲

寄付のお礼

寄付のお礼は、市民の善意を感謝します。寄付内容は、寄付のお礼、寄付のお礼、寄付のお礼です。

①寄付のお礼
 ②寄付のお礼
 ③寄付のお礼

みやまきりしま

みやまきりしまは、市民の憩いの場です。みやまきりしまは、市民の憩いの場、市民の憩いの場、市民の憩いの場です。

①みやまきりしま
 ②みやまきりしま
 ③みやまきりしま

公売

公売は、市民の利益を促進します。公売内容は、公売、公売、公売です。

①公売
 ②公売
 ③公売

暮しと電気

暮しと電気は、市民の生活を便利にします。暮しと電気は、市民の生活を便利に、市民の生活を便利に、市民の生活を便利にします。

①暮しと電気
 ②暮しと電気
 ③暮しと電気

個人市民税所得割の減額と還付

個人市民税所得割の減額と還付は、市民の負担を軽減します。個人市民税所得割の減額と還付は、市民の負担を軽減し、市民の負担を軽減し、市民の負担を軽減します。

①個人市民税所得割の減額と還付
 ②個人市民税所得割の減額と還付
 ③個人市民税所得割の減額と還付